

意見書案第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月28日

提出者	議員	洞口 雅章
〃	〃	阿戸 孝之
〃	〃	田中 秀幸
〃	〃	渡辺 雅子
〃	〃	篠原 一寿
〃	〃	堀 博志
〃	〃	小久保 重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

経済再生担当大臣

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響がおよび、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望します。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月28日

北海道伊達市議会

意見書案第2号

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月28日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところですが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面しています。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになりました。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要です。

よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和3年9月28日

北海道伊達市議会

意見書案第3号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月28日

提出者	議員	洞口 雅章
〃	〃	阿戸 孝之
〃	〃	田中 秀幸
〃	〃	渡辺 雅子
〃	〃	篠原 一寿
〃	〃	堀 博志
〃	〃	小久保 重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を抱えています。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠です。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。
また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
- 4 国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

- 6 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和3年9月28日

北海道伊達市議会

意見書案第4号

防災拠点となる庁舎整備のための起債制度創設を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月28日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）

防災拠点となる庁舎整備のための起債制度創設を求める意見書

地方自治体は、大地震、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、活発化する火山活動等、数多くの災害に対応するため、様々な防災・減災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題となっています。

平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本県宇土市などで災害時における防災拠点となる庁舎が被災し、使用できなくなる例が相次ぎました。

市町村役場は、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うほか、多くの市民が利用する施設であるため、耐震化が必要な施設です。また、多くの自治体において老朽化が進んでおり、建て替えが必須な状況ですが、耐震化には様々な検討や市民合意のための時間と多額の費用を要するため、全ての市町村が対応を終えていない状況です。

このようなことから、大規模災害時においても救援や復旧支援を速やかに行い、地方自治体としての責務を果たせるようにするためには、庁舎整備についての財政支援措置が必要不可欠です。

よって、国におかれましては、令和2年度に終了しました市町村役場機能緊急保全事業と同等の本庁舎建て替えに係る恒久的な起債制度の創設について、強く要望します。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和3年9月28日

北海道伊達市議会

意見書案第5号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月28日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考えたり現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和3年9月28日

北海道伊達市議会

意見書案第6号

出産育児一時金の増額を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月28日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっています。平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引き下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引き下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和3年9月28日

北海道伊達市議会

意見書案第7号

大学生等への給付型奨学金制度の拡充を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月28日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

大学生等への給付型奨学金制度の拡充を求める意見書

文部科学省の2020年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関(大学・短大・高専・専修学校)への進学率は83.5%に達し(過年度高卒者等を含む)、その約半数が貸与制奨学金を利用しており、多くの学生が多額の「借金」を抱えて卒業していることとなります。

国は2020年度から高等教育の修学支援新制度を始めました。対象は住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生で、それまで授業料減免を受けられた中間層の一部は逆に支援の網からこぼれ落ちており、これでは制度の後退と言わざるを得ません。そもそも、財源を消費税増税に依拠している点は重大な問題です。コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮するなかで、制度の拡充を求める声はかつてなく広がっています。

文部科学省は「奨学金返還の負担を軽減するため」として2018年度入学生から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を導入しましたが、収入ゼロでも毎月2,000円の返還を求めるなど問題は解消されていません。

本来、奨学金とは給付を意味し、貸与型は「借金」に他なりません。日本政府が2012年9月に留保撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも、給付奨学金の充実こそが求められています。OECD加盟国で日本のように大学授業料が高額で給付奨学金が非常に限定的という国はチリと韓国しかありません。

日本の「公財政教育支出の対GDP比(2017年度)」は2.9%とOECD諸国の中で最低基準です。これをOECD諸国平均4.1%まで引き上げれば、就学前から大学までの教育の無償化を進めることが可能となります。

よって、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1 国は教育予算を増額して、大学生等に対する給付奨学金制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和3年9月28日

北海道伊達市議会

意見書案第8号

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制改善を求める意見書
このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月28日

提出者	議員	洞 口 雅 章
〃	〃	阿 戸 孝 之
〃	〃	田 中 秀 幸
〃	〃	渡 辺 雅 子
〃	〃	篠 原 一 寿
〃	〃	堀 博 志
〃	〃	小久保 重 孝

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制改善を求める意見書

特別支援学校の在籍者数は平成22（2010）年度12万1,815人から令和2（2020）年度には14万4,832人と、この10年間で2万3千人以上増えています（令和2年度学校基本調査）。その一方、学校数は110校増えただけで（平成22年度1,039校→令和2年度1,149校）、在籍数の増加に見合った学校増設が進んでいません。

150人想定为学校に400人以上の児童・生徒が在籍するなど、子どもたちの学習環境ばかりかいのちと健康さえも担保できない状況になっています。各学校では1つの教室をカーテンやついたてで仕切って2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができることは日常で、スクールバスによる通学時間が1時間を超えるなど、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

問題の根本は、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある「学校設置基準」（学校を設置するのに必要な最低の基準）が特別支援学校にはないことです。多くの父母・保護者、団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。

しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも設置基準を適用させるなど実効ある制度策定なしには、特別支援学校の過大過密の解消や教育環境の改善にはつながりませんし、大幅な予算増も必要です。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数の増加も止まりません。小中学校合わせた在籍は令和2（2020）年度30万540人と10年前の2倍以上になっています（文科省学校基本調査）。在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子どもなど、状況に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校、中学校それぞれ全学年が在籍します。学年差、年齢差に応じた指導ができるよう、現状の受け入れの在り方を変えることが必要です。また、1学級8人の子どもに担任1人では負担が大きく、すでに限界を超えています。平成5（1993）年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は変わっていません。これを引き下げる必要があります。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに国の財政支援を拡充すること。
- 2 特別支援学級の学級編制基準を改善すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和3年9月28日

北海道伊達市議会